



令和4年11月18日

原村長 五味 武雄 様

原村特別職報酬等審議会

会長 篠原 仁志



特別職の報酬額の改定について（答申）

令和4年10月13日付けで諮問がありました村議会議員の議員報酬の額並びに特別職の職員の報酬及び給料の額の改定について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

答 申

1 村議会議員の議員報酬の額について

区分	現行（月額）	答申（月額）	増減額等
議長	259,000 円	259,000 円	据置き
副議長	201,000 円	201,000 円	据置き
常任委員長及び 議会運営委員長	194,000 円	194,000 円	据置き
議員	183,000 円	183,000 円	据置き

2 村長、副村長及び教育長の給料の額について

区分	現行（月額）	答申（月額）	増減額等
村長	703,000 円	703,000 円	据置き
副村長	588,000 円	588,000 円	据置き
教育長	516,000 円	516,000 円	据置き

### 3 非常勤特別職の報酬の額について

#### (1) 非常勤特別職の報酬額

職名		現行	答申	増減額等
教育委員会	教育長職務 代理者	月 23,800 円	月 23,800 円	据置き
	委員	月 21,600 円	月 21,600 円	据置き
農業委員会	会長	月 29,700 円	月 29,700 円	据置き
	職務代理	月 21,900 円	月 21,900 円	据置き
	委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
	農地利用最 適化推進委 員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き
選挙管理委員会	委員長	月 17,500 円	月 17,500 円	据置き
	委員	月 15,000 円	月 15,000 円	据置き
監査委員	議会選出	月 20,200 円	月 20,200 円	据置き
	識見を有す る者	月 33,100 円	月 33,100 円	据置き
福祉委員協議会	会長	年 130,000 円	年 130,000 円	据置き
	副会長	年 105,000 円	年 105,000 円	据置き
	委員	年 103,000 円	年 103,000 円	据置き
消防団	団長	年 199,200 円	年 214,000 円	14,800 円
	副団長	年 135,600 円	年 144,000 円	8,400 円
	分団長	年 90,000 円	年 101,000 円	11,000 円
	副分団長	年 63,700 円	年 63,700 円	据置き
	ラッパ長	年 60,200 円	年 60,200 円	据置き
	副ラッパ長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	班長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き
	団員	年 19,200 円	年 36,500 円	17,300 円
上記以外の非常 勤特別職	会長又は委 員長	日 6,300 円	日 6,300 円	据置き
	委員	日 6,000 円	日 6,000 円	据置き

## (2) 消防団員の出動報酬の創設

消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じて、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。

- (1) 災害の場合 1日につき 8,000 円（1日当たりの従事時間が4時間未満の場合は、4,000 円）
- (2) 団長の命による警戒又は訓練等の場合 1回につき 1,000 円以内で、村長が定める額

## (3) 改正期日

令和5年4月1日

## 審議経過等

### 1 はじめに

令和4年10月13日に村長から本審議会に対し、特別職の報酬等の額について諮問書が提出された。

諮問内容は、村議会議員の議員報酬、村長、副村長及び教育長の給料並びに非常勤特別職の報酬額のあるべき水準について、本村を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、村民の理解が得られるものとするために、本審議会へ意見を求められたものである。

### 2 審議経過

今回の審議については、村議会議員等からの意見、人事院勧告の内容、当村の財政状況、村民感情等を考慮しつつ、また、県内団体の報酬額等を参考にし、様々な角度から、各委員がそれぞれの各種団体等の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

### 【審議会の開催状況】

第1回審議会 令和4年10月13日

### 3 項目ごとの検討

#### (1) 村議会議員の議員報酬の額について

議会議員の議員報酬の額については、県内 58 町村の平均とほぼ同水準となっており、人口 5,000 人以上 10,000 人未満の 14 町村の平均より高い水準となっている。

一方で、議員定数については、議会においてこれまで平成 14 年に 18 人から 13 人に、平成 18 年に 13 人から 11 人に削減するという改革を実践されているが、この間、議員報酬の引上げを一度も行っていない状況である。議員一人ひとりに求められる役割、責任は大きくなっており、それに見合う議員報酬の額とすることは考えていく必要がある。

また、平成 7 年、平成 11 年、平成 19 年及び平成 23 年の村議会議員選挙が無投票になったように、議員のなり手不足が深刻化する中、議員報酬については、人材を確保し、議員活動を保障する十分な額とする必要があることから、引上げの検討は妥当と考えられるところではある。

以上のことから、議員報酬の額を引き上げる必要性は認められるところであるが、現在、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、先行きが見通せない社会経済情勢となっており、村民は平常時とは異なる新たな生活様式を余儀なくされ、これまでに経験したことがない不安を抱えながら生活をしており、また、村税収入の落ち込みや地域経済の停滞も懸念される状況を踏まえると、現時点において議員報酬の額を引き上げることにについて村民の理解を得ることは困難であり、議員報酬の額を引き上げる適切な時期ではないと判断する。

したがって、今回は据置きとして改定を見送り、新型コロナウイルス感染症収束後の改選期を目途にあらためて審議会を開催し、その時点で引上げの審議をすることが適当であるという結論に至ったものである。

#### (2) 村長、副村長及び教育長の給料の額について

村長、副村長及び教育長の給料の額については、県内 58 町村の平均とほぼ同水準となっており、議員報酬と同様、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、先行きが見通せない社会経済情勢となっており、現時点において給料の額を引き上げることにについて村民の理解を得ることは困難であり、給料の額を引き上げる適切な時期ではないと判断する。

したがって、今回は据置きとして、あらためて審議会を開催し、その時点であるべき水準を検討することが適当であるという結論に至ったものである。

### (3) 非常勤特別職の報酬の額について

非常勤特別の報酬の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責を踏まえ、諏訪地域内の自治体とほぼ同水準であることから、据え置きが妥当であると考えますが、消防団の報酬額については、令和3年4月13日に消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（以下、「本通知」という。）が発出され、本通知は、消防団員の減少を改善するため、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇の改善に向けて取り組むべき事項であり、本通知を尊重するべきであると考えます。

本件については、原村消防団正副分団長会議で消防団員の報酬額及び出動報酬の創設について十分な検討を行っていただき、6市町村の平均から適正額を試算したことから、諮問のとおり増額することが適当であるという結論に至ったものである。

## 4 付帯意見

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・新型コロナウイルス感染症が、村民生活に与えた影響を無視することはできない。
- ・今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて改定の答申を見送った報酬等の額については、新型コロナウイルス感染症収束後の議会議員の改選期での立候補者数を勘案して、あらためて審議会で審議することを望むものである。

## 5 おわりに

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、全国的に減少傾向になっているものの、コロナ禍の影響を受けておられる方がたくさんおられ、先行きが見えない状況が今もなお続いている。今後、第8波が来る可能性もあり、まだ予断を許さない状況である。

また、本村の経済状況についても不透明な状況であり、日々の生活に混乱が見られ、大きな不安を抱えている。そうした中で、議員は村民の代表として、また、村長等は村政運営の責任者として、村民とともに痛みを分かち合い、この難局を乗り越えていくことを期待するところである。

審議内容に記したとおり、今回の審議においては、今後の本村の経済状況の見通しが捉えづらい状況において、具体的な対応を踏まえた結論を導くことは、非常に難しいものであった。

特別職においては、今回の議論を踏まえて村民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な行動において示すことにより、村民の納得を得るように努めるべきである。

最後に、議員並びに村長、副村長及び教育長に対し、今後の本村の発展と村民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

原村特別職報酬等審議会 委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
篠原 仁志	税理士	会長
長田 秀夫	司法書士	会長職務代理者
牛山 徳康	原村商工会 会長	
小平 春仁	諏訪信用金庫原支店 支店長	
篠原 万郎	農業経営士	
篠原 ゆかり	信州諏訪農業協同組合 理事	
田口 夕季	原村女性団体連絡協議会 会長	
田中 茂光	原村区長会 会長	
森 由美子	原村消費者の会	
矢崎 増男	社会保険労務士	